

鹿屋市支え愛ファミリー住宅改修応援補助金交付要綱の一部を改正する要綱  
鹿屋市支え愛ファミリー住宅改修応援補助金交付要綱（平成28年鹿屋市告示第46号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1項を加える。

3 前2項に規定する補助対象者のうち、次に掲げる者には補助金を交付しないものとする。

(1) 鹿屋市暴力団排除条例（平成24年鹿屋市条例第19号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団

(2) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員が世帯員にいる者

附則中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

#### 附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。ただし、附則の改正規定は、令和4年3月31日から施行する。